

広川町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実の通知および証明をする制度（以下「本人通知等制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求および不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書および消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書および磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3又は第20条（第1項および第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- (3) 戸籍法第10条第1項又は同法第12条の2において準用する同法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2（第2項を除く。以下同じ。）又は同法第12条の2において準用する同法第10条の2の規定により住民票の写し等を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知等制度の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本町の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。ただし、消除されてから5年経過した住民票又は戸籍の附票に記載されている者を除く。）
- (2) 戸籍法の規定により本町が作成した戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失そう宣告を受けた者は、対象としない。

(事前登録の申請等)

第4条 本人通知等制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ広川町本人通知等制度事前登録申請書（様式第1号）により、町長に登録（以下「事前登録」という。）を申請しなければならない。

2 申請者は、本人による申請であることを証するため、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他の本人であることを証する書類（写真が貼付されたものに限る。）を提示しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらを提示できない場合は、町長が適当と認める書類を提示して申請者が本人である事を説明させる方法その他町長が認める方法によるものとする。

3 第1項の申請を代理人によりしようとするときは、申請者および代理人について前項に定める本人であることを証する書類のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本町に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の者 委任状

4 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。この場合において、当該申請の受付日は、郵便物を受領した日とする。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請をすることができない場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

（事前登録等）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、広川町本人通知等制度事前登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとし、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

2 事前登録は、申出受付日の翌日（その日が町の休日（広川町の休日を定める条例（平成2年広川町条例第21号）に規定する休日をいう。）に当たる場合は、その翌日以後においてその日に最も近い町の休日でない日）に行うものとする。

（事前登録の変更等）

第6条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、広川町本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の届出について準用する。

（本人通知）

第7条 町長は、第三者からの請求により事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、広川町住民票の写し等交付通知書（様式第4号）により当該事前登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 住民基本台帳法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。

(2) 戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。

(3) その他町長が特別な申出又は請求と認めたとき。

（証明書の交付申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、広川町住民票の写し等交付事実証明書交付申請書（様式第5号）に前条の通知書を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、前条の通知日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、期限の末日が広川町の休日を定める条例（平成2年広川町条例第21号）に規定する休日に当たるときは、その翌日までに申請しなければならない。

3 第4条第2項から第4項までの規定は、第1項の申請について準用する。

（証明書の交付等）

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、次に掲げる事項を記載した広川町住民票の写し等交付事実証明書（様式第6号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別および通数

(3) 本人等の代理人による交付の場合にあっては、その氏名および住所

2 前項の証明書の交付に係る手数料は、広川町手数料徴収条例（平成12年広川町条例第8号）の定めるところによる。

（事前登録の廃止）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事前登録を廃止するものとする。

(1) 第6条の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡又は失そう宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）

第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(4) その他町長が特に事前登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。